

在宅医療・福祉統合ネットワーク いきいき笑顔ネットワーク
連絡協議会設置規約

(設置)

第1条 在宅医療・福祉統合ネットワークいきいき笑顔ネットワークの運用主体としていきいき笑顔ネットワーク連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、豊明市の在宅医療患者や高齢者のプライバシー保護を厳重に図りながら診療情報の一部を、行政、参加医療機関・介護施設、薬局、訪問看護ステーション、在宅サービス提供者間を結ぶネットワークで共有し、診療・検査や日々のケア等から得られた多くの情報を元に多職種連携を図り、対象者に質の高い医療・福祉サービスを提供することを目的とする。

(組織及び会議)

第3条 協議会は、いきいき笑顔ネットワーク利用規約第二章に定める利用施設責任者により構成する。

(1) 協議会の協議会長は、協議会員の互選により選出する。

(2) 協議会長は、協議会の議事をつかさどる。

2 協議会は、いきいき笑顔ネットワークの運営のための諮問機関として、豊明市地域包括ケア連絡協議会の下に「いきいき笑顔ネットワーク運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、豊明市役所長寿課に置く。

附 則

本規約は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

本規約は、平成30年12月 1日から施行する。

附 則

本規約は、令和4年 4月 1日から施行する。

(別紙)

いきいき笑顔ネットワーク連絡協議会 構成

平成30年12月 1日現在

	氏名	所属	
1	牧 靖典	東名古屋豊明市医師会	協議会長

協議会員は、いきいき笑顔ネットワーク利用規約第二章に定める利用施設責任者により構成される。